

Q.

日本からベトナムの販売代理店にパッケージング機械を輸出したいと考えています。ベトナム側での輸入準備を済ませていますが、日本からの輸出制限はないでしょうか。（製造業）

A.

本件の場合、日本の安全保障貿易管理上の手順等にもとづき、経済産業大臣の許可が必要か否かについて確認（＝リスト規制、キャッチオール規制にもとづく該非判定）する必要があります。

解説

1. 安全保障貿易管理

日本では、武器や軍事転用可能な貨物・技術が、国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等に渡ることを防ぐため、「リスト規制」および「キャッチオール規制」により、輸出許可が必要な貨物等および輸出対象国を定めています。

こちらは信用金庫とのお取引先向けとさせて頂いております。

ご覧になりたい場合は、お近くの信用金庫（検索は[こちら](#)）までご相談ください。

[続きを読む](#)